

医政局の内部組織に関する細則

平成30年10月1日適用

厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)、厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)及び厚生労働省の内部組織に関する訓令(平成13年厚生労働省訓第1号)に定めるもの
のほか、医政局の内部組織を次のとおり定め、平成30年10月1日から適用する。

1. 組織の名称、数又は定数

組織 課等の名称	課長補佐又 は室長補佐 の定数	専門官		班		係		主査の 定数	専門スタッフ職	
		名 称	定 数	数	名 称	数	名 称		名 称	定 数
書記付						1	管理係	2		
総務課	4 <内1>	保健医療技術調整官 (医療施設機能調整専門官) かかりつけ医機能推進官 医療機能情報分析専門官 医療情報管理専門官	1 1 <内1> 1 1 1			4 <内1>	総務係 企画法令係 情報企画係 (臨床指標評価係)	2		
医療安全推進室	2	医療安全対策専門官 (医療安全推進専門官) 医療紛争対策専門官 医療事故調査専門官	3 <内1> 1 <内1> 1 1			4 <内2>	指導係 (企画係) 企画調査係 (企画指導係)			
【医療国際展開推進室】	1	医療人材専門官 医療国際展開専門官	1 1			2	企画係 調査係			
地域医療計画課	1	医療監視専門官 (医療安全専門官) 医療放射線管理専門官	2 <内1> 1 <内1> 1			1	総務係	1		
医師確保等地域医療対策室	1	(医療計画推進指導官) 地域医療専門官 医療確保対策専門官 医師確保対策専門官	1 <内1> 1 1 1			2 <内1>	計画係 (地域医療支援係)			
【在宅医療推進室】	1	在宅医療専門官 在宅看護専門官	1 1			1	在宅医療係			
【精神科医療等対策室】	1 <内1>	精神科医療等対策専門官	1			2 <内1>	精神科医療計画係 (精神科医療調整係)			
救急・周産期医療等対策室	1 <内1>	救急医療対策専門官 病院前医療対策専門官 災害医療対策専門官 災害時医師等派遣調整専門官 災害医療支援専門官 小児・周産期医療専門官	1 1 1 1 1 1			4	救急医療係 べき医療係 小児・周産期医療係 災害医療係	1		
医療関連サービス室	2 <内1>					2	技術管理係 企画指導係			
医療経営支援課	6 <内1>	医業経営専門官 医療勤務環境改善専門官 医療勤務環境改善調整官 医療法人指導官 経営専門官 看護専門官 (栄養専門官) (給与情報管理システム専門官)	3 1 1 1 1 1 1 <内1> 1 <内1>			13 <内4>	総務係 経営指導係 医療法人係 (医療勤務環境企画係) (医療係) 人事給与係 給与情報管理システム係 看護業務係 政策医療係 臨床研究係 (研究企画係) 企画法令係 (情報公開係)	2		
医療・研究開発独立行政法人 管理室	4	企画調整官	3	3 <内3>		1	調査統計係			
						4 <内1>	(国立病院機構管理班)	2		
						4 <内1>	(地域医療機能推進機構 管理班)			
						4 <内1>	(国立高度専門医療 センター管理班)			
【国立ハセン病療養所管理室】	1 <内1>					2	運営管理係 経理係	1		
職員厚生室	2					3 <内1>	職員係 (研修補償係) 共済係	1		

組織 課等の名称	課長補佐又 は室長補佐 の定数	専門官		班		係		主査の 定数	専門スタッフ職	
		名 称	定 数	数	名 称	数	名 称		名 称	定 数
医事課	5	医事専門官 医業類似行為対策専門官 医務専門官 試験専門官 (資質向上専門官) 外国医師等臨床修練専門官 死因情報専門官	1 1 1 1 1 <内1> 1 1			4	総務係 医事係 企画法令係 調整係		医療基盤 情報分析 官	1
試験免許室	1	試験専門官 (医事資格審査専門官) 外国医師等試験専門官	1 1 <内1> 1			2	国家試験係 免許登録係	6		
医師臨床研修推進室	1	臨床研修指導官 医師臨床研修専門官 企画専門官	1 1 1			2 <内1>	臨床研修係 (登録係)			
歯科保健課	2	歯科医療専門官 歯科医師臨床研修専門官	1 1			2	総務係 歯科衛生係	1		
歯科口腔保健推進室	1 <内1>	歯科口腔保健専門官	1			2 <内1>	推進係 (開設係)			
看護課	4 <内1>	(看護教育指導官) 教育体制推進官 就業支援専門官 看護国際対策専門官	1 <内1> 1 1			7 <内1>	総務係 事業調整係 看護企画係 看護教育係 試験免許係 人材確保係 (企画法令係)	2		
看護サービス推進室	2 <内1>	看護サービス推進専門官 看護業務推進専門官 特定行為研修専門官	1 1 1			3 <内2>	(管理係) (看護研修推進係) 看護業務推進係	1		
経済課	3					4	総務係 企画係 業務係 調査統計係			
医療機器政策室	2	医療機器等供給確保対策専門官	1			2	材料価格係 医療機器・技術係			
【流通指導室】	1 <内1>	流通指導官 後発医薬品使用促進専門官	7 2			3	企画情報係 企業係 後発医薬品使用促進係			
【ベンチャー等支援戦略室】	2 <内2>	薬価等相談専門官 材料価格等相談専門官 開発等戦略相談専門官	1 1 1			1 <内1> 1 <内1>	(管理係) (振興係)			
研究開発振興課	5 <内1>	臨床研究推進指導官 先進医療専門官 臨床研究安全性確保専門官	1 1 1			8 <内4>	総務係 (企画係) 臨床研究管理係 創薬支援係 (技術係) (薬用植物指導係) (臨床研究推進係) 先進医療係			
治験推進室	2 <内1>	治験推進指導官	1			3 <内1>	(企画係) 治験推進係 臨床研究中核病院係			
【再生医療等研究推進室】	2	再生医療等対策専門官	2			2 <内1>	再生医療等推進係 (再生医療等研究係)			
【医療技術情報推進室】	3	情報推進官	1			3 <内2>	管理係 (企画開発係) (標準化推進係)			
【医療経理室】	3	調整官	1			6 <内1>	予算第一係 決算第一係 予算第二係 決算第二係 (研究助成係) 経理係	8		
計	66 <内14>		87 <内11>	3 <内3>		109 <内29>		30		1

(注)併任の官職(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする職)を下記の記号で示す。

室長 []
補専門官・班長 <内>
保長・専門長検査 ()=名称、<内>=定数
主任検査 <内>
計 <内>

2. 事務分担表

(書記付)

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
書記	管理係	1 局の組織、定員、任用に関すること。 2 局長及び局の官印の保守並びに公文書の発簡の記録に関すること。 3 局の国会用務の総括に関すること。 4 局の職員の福利厚生に関すること。
	主査	局の国会用務の連絡・調整に関すること。
	主査	1 国家公務員共済組合に関すること。 2 給与及び諸手当の支給等に関すること。

〔総務課〕

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
課長補佐 (総括)	総務係	<p>1 課の事務の総括及び連絡調整に関すること。</p> <p>2 課の文書の接受、発送に関すること。</p> <p>3 課の会計及び物品の管理に関すること。</p> <p>4 前各号に掲げるもののほか、課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
課長補佐	企画法令係	<p>1 保健医療行政に関する総合企画及び総合調整に関すること。（医療国際展開推進室及び情報企画係の所掌に属するものを除く。）</p> <p>2 局の主管する法令等に関して総括すること。</p> <p>3 医療法の施行に関すること（地域医療計画課及び医療経営支援課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>4 国会関係業務に関すること。</p>
	主査	<p>1 医療広告の監視等に関すること。</p> <p>2 広報に関すること。</p> <p>3 局の主管する法令等に関する省内調整に関すること。</p> <p>4 国会関係業務（答弁作成等）に関すること。</p>
	主査	<p>1 医療に係る税制に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2 保健医療行政に関する局内調整に関すること（医療国際展開推進室及び情報企画係の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>3 社会保障審議会医療分科会及び社会保障審議会医療部会の諮問及び庶務等に関すること。</p>
課長補佐	情報企画係	<p>1 保健医療に関する調査統計の企画、施行及び総合調整に関すること。</p> <p>2 保健医療技術に関する総合的企画及び調整に関すること。</p> <p>3 医療功労賞、後援名義及び栄典その他儀式に関すること。</p> <p>4 医療提供体制等に関する企画立案に関すること。（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>5 「地域医療基盤開発推進研究」に関する厚生労働科学研究費に関すること（医療經理室の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>6 医道審議会医道分科会（麻酔科標準資格審査部会）の庶務に関すること。</p> <p>7 課の所掌に属する公益信託に関する法律及び中小企業等協同組合法に関すること。</p>
課長補佐（併）	臨床指標評価係（併）	臨床評価指標の作成・普及に関すること。
保健医療技術調整官		保健医療に関する医学的重要事項の調査、情報収集、調整等に関すること。
医療施設機能調整専門官（併）		医療施設機能に関する調査、情報収集、調整等に関すること（医療機能情報分析専門官の所掌に属するものを除く。）。
かかりつけ医機能推進官		医療提供体制の効率化に関する調査、情報収集、調整等に関すること。
医療機能情報分析専門官		医療機関における病床機能等の医療機能の情報の収集、整理及び分析に関すること。
医療情報管理専門官		<p>1 医療分野における情報の適切な取扱い、利活用に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2 ヒトゲノム・遺伝子解析により得られた遺伝情報を用いた医療に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。</p>

〔医療安全推進室〕

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐	指導係	<p>1 室の事務の総括及び連絡調整に関すること。</p> <p>2 医療の安全対策情報の管理に関すること。</p> <p>3 医療安全対策検討会議の庶務の総括及び部会（当局の主管に属するものに限る。）の庶務に関すること。</p> <p>4 医療事故防止に関する教育及び研修の実施に関すること。</p> <p>5 医療安全対策の普及・定着に係る実施に関すること。</p> <p>6 医療の安全対策に係る分析を行うこと。</p> <p>7 室の文書の発送、収集及び保存に関すること。</p> <p>8 前各号に掲げるもののほか、室の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
	企画係（併）	<p>1 総合的な医療の安全対策の企画立案に関すること。</p> <p>2 医療の安全対策の普及・定着に係る企画立案に関すること。</p> <p>3 医療の安全対策研修の企画立案に関すること。</p> <p>4 医療の安全対策研究の企画立案に関すること。</p> <p>5 特定機能病院の安全管理体制の確保に係る企画立案及び実施に関すること。</p>
室長補佐	企画調査係	<p>1 医療紛争対策の企画立案に関すること。</p> <p>2 医療事故の届出制度に関すること（医事課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>3 医療事故調査制度の施行、企画立案及び総合調整に関すること。</p> <p>4 医療事故の再発防止及び情報提供に関すること。</p>
	企画指導係（併）	<p>1 医療事故調査・支援センターの指定及び指導監督に関すること。</p> <p>2 医療事故調査等支援団体の登録等に関すること。</p>
医療安全対策専門官（3うち併1）		医療の安全対策に係る調査、分析、評価、指導及び分析に関すること。
医療安全推進専門官（併）		医療の安全対策の普及・定着の実施に関すること。
医療紛争対策専門官		<p>1 医療事故の被害者に対する救済に関すること。</p> <p>2 医療事故に係る裁判外の紛争処理に関すること。</p>
医療事故調査専門官		<p>1 医療事故調査制度の施行、企画立案及び調整に係る専門的事項に関すること。</p> <p>2 医療事故調査・支援センターの指導監督に係る専門的事項に関すること。</p> <p>3 医療事故の調査、分析及び再発防止に係る調査研究、企画立案及び調整に関すること。</p> <p>4 医療事故の届出制度に係る専門的事項に関すること（医事課の所掌に属するものを除く。）。</p>

〔医療国際展開推進室〕

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐	企画係	<p>1 医療の国際展開の推進に関する総合企画及び総合調整に関すること（医療人材専門官及び医療国際展開専門官の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2 前号に掲げるもののほか、室の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
	調査係	<p>1 医療機関、医療機器・製薬企業の国際展開の推進に関する調査及び調整に関すること。</p> <p>2 諸外国の医療制度の整備支援に関すること。</p>
医療人材専門官		<p>1 外国人患者受入れ体制の整備促進に係る施策の企画、施行及び総合調整に関すること。</p> <p>2 諸外国の医療従事者の人材育成に係る施策の企画、施行及び調整に関すること。</p>
医療国際展開専門官		<p>1 各国・地域の実情に応じた医療技術・医薬品・医療機器等の一体的な国際展開の推進に関すること。</p> <p>2 日・ASEAN健康イニシアティブの推進に係る企画及び国内外における調整に関すること。</p> <p>3 外国政府（政府機関その他これに準じるものも含む。）との連絡調整及び交渉に関すること（室の所掌に属するものに限る。）。</p>

〔地域医療計画課〕

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
課長補佐 (総括)	総務係	1 課の事務の総括及び連絡調整に関すること。 2 課の文書の接受、発送及び保管に関すること。 3 課の会計及び物品の管理に関すること。 4 国会関係の事務に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	主査(総務係)	災害、事故等の発生に伴う緊急時の連絡調整に関すること。
医療監視専門官 (2うち併1)		1 地方厚生局が実施する医療機関への立入検査の企画及び指導に関すること。 2 特定機能病院への立入検査の実施に関すること。 3 国民の健康を守るために緊急の必要があると認める場合の医療機関への立入検査の実施に関すること。 4 医療機関の構造設備の使用許可等の技術的支援に関すること。
医療安全専門官 (併)		1 医療施設における院内感染対策及び医療ガス等の安全管理に関すること。 2 院内感染等に関する厚生労働科学研究費に関すること（医療経理室の所掌に属するものを除く。）。
医療放射線管理専門官		医療施設における放射性同位元素等の診療放射線の防護等の安全確保対策に係る基準、ガイドライン等の策定に関すること。

〔医師確保等地域医療対策室〕

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐	計画係	1 医療計画の策定及び見直しに関する企画、立案に関すること。 2 都道府県策定の医療計画の指導及び評価に関すること。 3 都道府県策定の医療計画の技術的支援等に関すること。 4 医療計画推進に関すること。地域医療再生臨時特例交付金に関すること（医療経理室の所掌に属するものを除く。）を含む。）。 5 医療計画推進にかかる指標の策定に関すること。 6 国等の開設する病院の病床協議に関すること。 7 特定の病床等の特例に関すること。 8 都道府県策定の医療計画の記載事項（政策課題等）の統計的分析に関すること。 9 前各号に掲げるもののほか、室の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	地域医療支援係 (併)	1 医師確保に係る情報収集に関すること。 2 医師確保の推進に関する指導・支援に関すること。 3 地域の医療連携の推進に関すること。 4 医療計画及び医師確保に関する都道府県との連絡調整に関すること。
医療計画推進指導官 (併)		医療計画の推進のために必要な調整、企画及び指導に関すること。
地域医療専門官		医師確保の推進のために必要な調整、企画及び指導に関すること。
医療確保対策専門官		1 地域における医療資源の集約化・重点化に関すること。 2 医師確保の推進のために必要な技術的な調整、企画及び指導に関すること。
医師確保対策専門官		地域医療における医師確保及び医師の地域偏在に関する調整、企画及び指導に関すること。

〔在宅医療推進室〕

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐	在宅医療係	1 在宅医療の一般的な事項に関する情報収集及び関係者との連絡調整に関すること。 2 在宅医療推進のための企画立案に関すること。 3 在宅医療に関連する医療と介護の連携のための企画立案に関すること。 4 在宅医療の取組の評価に関する調査に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、室の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
在宅医療専門官		1 在宅医療の専門的な事項に関する情報収集及び関係者との連絡調整に関すること。 2 在宅医療推進の専門的な技術指導に関すること。
在宅看護専門官		在宅看護推進の専門的な技術指導に関すること。

〔精神科医療等対策室〕

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐（併）	精神科医療計画係	1 精神科医療に係る医療計画の推進に関すること。 2 精神科医療に係る医療計画の策定及び見直しに関すること。 3 精神科医療に係る地域の医療連携の推進に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、室の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	精神科医療調整係（併）	1 精神科医療の一般的な事項に関する情報収集及び関係者との連絡調整に関すること。 2 精神科医療に係る医療計画及び医師確保に関する都道府県との連絡調整に関すること。
精神科医療等対策専門官		精神科医療に係る医療計画の専門的な事項に関する情報収集及び関係者との総合調整に関すること。

[救急・周産期医療等対策室]

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐（併）	救急医療係	<ol style="list-style-type: none"> 1 救急医療に関すること。 2 救急救命士に関すること。 3 前各号に掲げるもののほか、室の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	主査	<ol style="list-style-type: none"> 1 救急救命士業務の指導監督に関すること。 2 救急救命士国家試験受験認定に関すること。 3 外国救急救命士の臨床修練に関すること。
	べき地医療係	<ol style="list-style-type: none"> 1 べき地医療に関すること。 2 べき地医療施設の整備、運営指導に関すること。 3 べき医療に関する関係機関、関係団体との連絡体制に関すること。
	小児・周産期医療係	<ol style="list-style-type: none"> 1 小児・周産期医療に関すること。 2 小児・周産期医療施設の整備、運営指導に関すること。 3 小児・周産期医療に関する関係機関、関係団体との連絡体制に関すること。 4 小児・周産期医療問題の普及啓発に関すること。
	災害医療係	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害医療に関すること。 2 災害拠点病院の整備、運営指導に関すること。 3 大規模地震対策に関すること。 4 公的医療機関の災害の状況調査及び災害復旧に関すること。
救急医療対策専門官		<ol style="list-style-type: none"> 1 救急医療体制の技術的な企画調整及び指導に関すること。 2 メディカルコントロール体制に係る助言に関すること。 3 ドクターへりに係る助言に関すること。 4 救急医療に係る厚生労働科学研究費に関すること（医療経理室の所掌に属するものを除く。）。 5 救急医療に関する診療実績を客観的に評価する仕組みに関すること。
病院前医療対策専門官		<ol style="list-style-type: none"> 1 病院前を中心とした救急医療体制の技術的な企画調整及び指導に関すること。 2 病院前の医療に係る助言に関すること。 3 救急救命士国家試験に関すること。 4 病院前救急医療に係る厚生労働科学研究費に関すること（医療経理室の所掌に属するものを除く。）。 5 救急救命士養成所に関すること。
災害医療対策専門官		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害医療対策に関する企画・立案・調整に関すること。 2 災害発生時における医療に係る情報の収集、連絡に関すること。 3 災害発生時における医療体制についての内部部局、関係省庁及び関係機関との連絡調整に関すること。 4 災害医療の医療従事者の養成、研究に関すること。
災害時医師等派遣調整専門官		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の医師等の派遣調整に関すること。 2 都道府県及び関係機関における災害医療対策についての連絡調整に関すること。 3 災害医療体制に関する企画・立案・調整に関すること。 4 災害医療の厚生労働科学研究費に関すること（医療経理室の所掌に属するものを除く。）。
災害医療支援専門官		<ol style="list-style-type: none"> 1 南海トラフ地震・首都直下型地震等の対応の調整に関すること。 2 南海トラフ地震・首都直下型地震等における都道府県への支援に関すること。 3 東京オリンピック・パラリンピック等の国際的行事における医療提供体制の調整に関すること。
小児・周産期医療専門官		<ol style="list-style-type: none"> 1 小児・周産期医療体制の技術的な企画調整及び指導に関すること。 2 小児・周産期医療整備計画の評価に関すること。 3 小児・周産期医療に関する診療実績を客観的に評価する仕組みに関すること。 4 小児・周産期救急患者の搬送・受入基準に関すること。 5 小児・周産期医療の厚生労働科学研究費に関すること（医療経理室の所掌に属するものを除く。）。

〔医療関連サービス室〕

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐	技術管理係	医療技術管理を必要とする医療関連サービスに関する企画調整、指導監督及び振興にすること。
室長補佐(併)	企画指導係	<p>1 室の事務の総括及び連絡調整にすること。</p> <p>2 医療関連サービスに関する企画調整、指導監督及び振興にすること(技術管理係の所掌に属するものを除く。)。</p> <p>3 医療関連サービスの情報の収集及び提供、調査研究並びに従事者の研修にすること。</p> <p>4 前各号に掲げるもののほか、室の所掌事務で他の所掌に属しないものにすること。</p>

〔医療経営支援課〕

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
課長補佐 (総括)	総務係	<p>1 課の事務の総括及び連絡調整に関する事。</p> <p>2 課の文書接受、発送及び記録に関する事。</p> <p>3 課の会計及び物品の管理に関する事。</p> <p>4 課の主管に属する各種会議に関する事。</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。</p>
	主査	<p>1 課の物品の管理に関する事。</p> <p>2 課の主管に属する各種会議に関する事。</p>
	経営指導係	<p>1 医療機関における経営の調査・分析に関する事。</p> <p>2 医療機関の経営管理に関する機能評価に関する事（医業経営専門官の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>3 公的医療機関の財政調整の報告に関する事。</p>
	医療法人係	医療法人制度に関する事（医療法人指導官の所掌に属するものを除く。）。
	人事給与係	<p>1 国立ハンセン病療養所（以下「施設」という。）の職員（以下「職員」という。）の任免、分限に関する事。</p> <p>2 施設の組織及び定員に関する事。</p> <p>3 職員の昇給昇格に関する事。</p> <p>4 職員の人事評価に関する事。</p> <p>5 職員の兼業に関する事。</p> <p>6 施設の人事及び給与事務の指導に関する事。</p> <p>7 職員の級別定数に関する事。</p> <p>8 職員の給与に関する事。</p> <p>9 職員の海外出張に関する事。</p> <p>10 職員の表彰及び叙位叙勲に関する事。</p> <p>11 施設の人事及び給与関係の統計に関する事。</p> <p>12 施設の行政評価・監視に係る連絡調整に関する事。</p>
	給与情報管理システム係	<p>1 施設の職員に係る人事給与システムに関する事。</p> <p>2 施設の職員に係る給与事務の一元化に関する事。</p>
	看護業務係	<p>1 施設の看護業務に関する企画立案に関する事。</p> <p>2 施設の看護業務に関する調査及び分析に関する事。</p>
課長補佐(併)	医療勤務環境企画係(併)	<p>1 医療従事者の勤務環境の改善の促進に関する企画立案及び調整に関する事（他局及び他課の所掌に属するものは除く。）。</p> <p>2 医療従事者の勤務環境の改善に関する情報提供に関する事。</p>
	医療係(併)	独立行政法人福祉医療機構の行う業務に関する事（独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第2号に規定する病院等（以下「病院等」という。）の開設者に対する資金の貸付け及び病院等の経営の診断又は指導に関する業務に関する事に限る。）。
課長補佐	政策医療係	<p>1 保健医療の普及向上のための企画立案に関する事。</p> <p>2 国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）からの政策提言に関する連絡・調整に関する事。</p>
	臨床研究係	<p>1 国の医療施策と一体となる臨床研究の開発・評価等に関する事。</p> <p>2 施設の研究に関する事。</p> <p>3 施設の医師の卒後研修に関する事。</p>
課長補佐	研究企画係(併)	<p>1 NC、国立病院機構、地域医療機能推進機構、国立ハンセン病療養所（以下「NC等」という。）が政策的に行う研究・臨床研究に関する総合的企画及び調整に関する事。</p> <p>2 NC等における研究・臨床研究に関する技術的助言に関する事。</p>
課長補佐	企画法令係	<p>1 医療法の施行に関する事（医療法人制度に係るものに限る。）。</p> <p>2 独立行政法人国立病院機構法、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律及び独立行政法人地域医療機能推進機構法並びに法令の企画、立案、調査研究及び解釈に関する事。</p> <p>3 課の所掌に属する国会関係の事務の総括及び調整に関する事。</p>
	主査	課の所掌に属する国会関係の事務に関する事。（企画法令係の所掌に属するものを除く。）。
	情報公開係(併)	施設の保有する情報の公開に関する事。

課長補佐		1 施設の薬剤業務に関する総合的企画及び指導に関すること。 2 施設の薬剤師に係る人事の企画立案に関すること。
医業経営専門官（3）		1 医療機関における経営の調査・分析・指導に関すること。 2 医療関係従事職員に対する養成・研修に関すること。 3 医療機関の経営相談体制に関すること。 4 医療機関の経営管理に関する機能評価の総括及び調整に関すること。
医療勤務環境改善専門官		1 医療従事者の勤務環境の改善に関する調査及び分析に関すること。 2 医療従事者の勤務環境の改善に関する普及・啓発の実施に関すること。
医療勤務環境改善調整官		1 医療従事者の勤務環境の改善に関する助言・指導・支援に関すること。 2 医療従事者の勤務環境の改善に関する協議・調整に関すること。
医療法人指導官		1 医療法人制度の総括及び調整に関すること。 2 著しく公益を害するおそれがあると認められる場合の医療法人の設立認可の取消処分指示に関すること。
訴訟専門官		1 職員の不利益処分の審査に関すること。 2 施設の医療事故等に係る訴訟紛争等に関する事務を総括すること。 3 施設の医療事故等の事実調査に関する事務を総括すること。 4 裁判等における関係施設、法務局との連絡調整に関すること。 5 訴訟関係資料の収集、整理及び保管に関すること。
看護専門官		1 施設の看護師養成所の総合的企画及び指導に関すること。 2 施設の看護業務に関する総合的企画及び指導に関すること。 3 施設の看護職員等に係る人事の企画立案に関すること。 4 職員の看護師昇任資格試験に関すること。
栄養専門官（併）		1 施設の栄養・給食業務に関する総合的企画及び指導に関すること。 2 施設の栄養士に係る人事の企画立案に関すること。
給与情報管理システム専門官（併）		1 施設の職員に係る人事給与システムに関する企画、運用及び連絡調整に関すること。 2 施設の職員に係る給与事務の一元化に関する企画及び連絡調整に関すること。

[医療・研究開発独立行政法人管理室]

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐 (総括)	調査総務係	<p>1 NC、独立行政法人国立病院機構（以下「NHO」という。）及び独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「JCHO」という。）に関する事務の総括及び調整に関すること。</p> <p>2 前号に掲げるもののほか、室の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
室長補佐	国立病院 機構管理 班（併）	<p>1 NHOにおける中期目標の総括及び調整に関すること。</p> <p>2 NHOの常勤職員数の国会報告に係る連絡調整に関すること。</p> <p>3 NHOの理事長及び監事に係る任免に関すること。</p> <p>4 NHOにおける中期計画の認可の総括及び調整に関すること。</p> <p>5 NHOの職員に貸与する宿舎に関すること。</p> <p>6 前各号に掲げるもののほか、班の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
		<p>1 NHOにおける中期目標に関する事務（運営管理係の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2 NHOにおける中期計画の認可に関する事務（運営管理係の所掌に属するものを除く。）。</p>
		NHOにおける評価に係る総括及び連絡調整に関する事務。
		NHOにおける評価に係る連絡調整に関する事務（業務評価係の所掌に属するものを除く。）。
		<p>1 NHOにおける交付金の算定及び要求に関する事務（医療経理室の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2 NHOにおける交付金の執行及び調整に関する事務（医療経理室の所掌に属するものを除く。）。</p>
		NHOの整備に係る長期借入金及び独立行政法人国立病院機構債券に関する事務。
室長補佐	地域医療 機能推進 機構管理 班（併）	<p>1 JCHOにおける中期目標の総括及び調整に関する事務。</p> <p>2 JCHOの理事長及び監事に係る任免に関する事務。</p> <p>3 JCHOにおける中期計画の認可の総括及び調整に関する事務。</p> <p>4 JCHOの整備に係る長期借入金及び独立行政法人地域医療機能推進機構債券に関する事務。</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、班の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。</p>
		JCHOにおける評価に係る連絡調整に関する事務。
		<p>1 JCHOの地域医療連携に係る連絡調整に関する事務。</p> <p>2 JCHOの医療機能に関する調査・研究に関する事務。</p> <p>3 JCHOの介護老人保健施設及び看護師養成施設に関する事務（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>4 JCHOの医療従事者の派遣に関する連絡調整に関する事務。</p>
		<p>1 JCHOが開催する協議会等の連絡調整に関する事務。</p> <p>2 JCHOが譲渡する施設等に係る連絡調整に関する事務。</p> <p>3 厚生年金特別会計への納付に関する事務。</p>
		<p>1 NCにおける中期目標に関する事務。</p> <p>2 NCの理事長及び監事に係る任免に関する事務。</p> <p>3 NCにおける中期計画の認可に関する事務。</p> <p>4 NCの職員に貸与する宿舎に関する事務。</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、班の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。</p>
		NCにおける評価に係る連絡調整に関する事務。
企画調整官(3)	国立高度 医療研究 センター 管理班 (併)	<p>1 NCにおける交付金の算定及び要求に関する事務（医療経理室の所掌するものを除く。）。</p> <p>2 NCにおける交付金の執行及び調整に関する事務。（医療経理室の所掌するものを除く。）。</p>
		NCの整備に係る長期借入金及びNC債券に関する事務。
		NCに関する企画立案及び指導並びに調整に関する事務。

〔国立ハンセン病療養所管理室〕

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐（併）	運営管理係	1 施設の運営に係る企画に関すること。 2 施設の診療業務等に関すること。 3 施設の医療機器の配置の企画及び管理に関すること。 4 施設の医療社会事業、患者の福祉及び医師の充足に関すること。 5 施設の構造設備等の医療法上等の手続きに関すること。 6 施設の役務業務及び委託実施に関すること。 7 前各号に掲げるもののほか、室の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	経理係	1 施設の土地、建物等の管理に関すること。 2 施設の中央調達物資に関すること。 3 施設の決算及び会計に関すること。（医療経理室の所掌に属するものを除く。）。 4 施設の会計検査の総括及び調整に関すること。 5 施設の予算の執行の総括及び調整に関すること（医療経理室の所掌に属するものを除く。）。
	主査	1 施設の会計検査に関する（経理係の所掌に属するものを除く。）。 2 施設の予算の執行に関する（医療経理室及び経理係の所掌に属するものを除く。）。

〔職員厚生室〕

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐	職員係	1 職員の組織する団体の総括及び調整に関すること。 2 職員の健康管理、安全管理等職員の厚生、保健及び安全に関すること。 3 職員の勤務時間等の総括及び調整に関すること。 4 勤務条件に係る行政措置要求の審査に関する連絡調整等職員の苦情処理に関すること。 5 職員の懲戒等に関すること。 6 前各号に掲げるもののほか、室の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	主査	1 職員の組織する団体に関する（職員係の所掌に属するものを除く。）。 2 職員の勤務時間等に関する（職員係の所掌に属するものを除く。）。
	研修補償係（併）	1 職員の研修に係る企画及び立案並びに調整に関すること。 2 業務能率向上のための研修等職員の教養訓練、能率増進に関すること。 3 職員の災害補償に関すること。
室長補佐	共済係	1 厚生労働省第二共済組合に係る定款及び運営規則等に関すること。 2 厚生労働省第二共済組合運営審議会に関すること。 3 厚生労働省第二共済組合の事業計画及び予算の執行に関すること。 4 厚生労働省第二共済組合の決算に関すること。 5 厚生労働省第二共済組合の事務監査に関すること。 6 厚生労働省第二共済組合職員の任免及び給与に関すること。 7 厚生労働省第二共済組合支部及び所属所運営の指導監督に関すること。 8 厚生労働省第二共済組合の行う福祉事業の調査、研究に関すること。

〔医事課〕

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
課長補佐 (総括)	総務係	<p>1 課の事務の総括及び連絡調整に関すること。</p> <p>2 文書の接受、発送及び保管に関すること。</p> <p>3 医道審議会の庶務の総括に関すること。</p> <p>4 前各号に掲げるもののほか、課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
課長補佐	医事係	<p>1 課の所掌に属する事業に関する企画、調整に関すること。</p> <p>2 医師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の業務の指導（総括）に関すること。</p> <p>3 診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士及び言語聴覚士の業務の指導監督に関すること。</p> <p>4 沖縄県に対する医師及び歯科医師等の派遣に関すること。</p> <p>5 外国の診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士及び言語聴覚士の臨床修練に関すること。</p> <p>6 課の所掌に属する医療従事者の需給見通しに関すること。</p> <p>7 医道審議会医道分科会に関すること（医療等に関する指示に関することに限る。）。</p> <p>8 課の所掌に属する中小企業等協同組合法に関すること。</p>
課長補佐	企画法令係	<p>1 医師法、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法、視能訓練士法、臨床工学技士法、義肢装具士法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法、言語聴覚士法及び死体解剖保存法の施行並びにこれらに関する法令の企画立案、調査研究及び解釈に関すること。</p> <p>2 國際協力に関すること（大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>3 課の所掌に属する国会関係の事務に関すること。</p>
課長補佐		<p>1 医師の資質向上の事務の総括に関すること。</p> <p>2 行政処分を受けた医師の再教育に関する企画立案に関すること。</p> <p>3 医師の資質向上に関する企画及び調整に関すること。</p>
課長補佐	調整係長	<p>1 死因究明等の事務の企画調整に関すること。</p> <p>2 死因究明等施策に関する関係機関との連絡調整に関すること。</p>

医事専門官		<ol style="list-style-type: none"> 1 医道審議会あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師分科会に関すること。 2 診療放射線技師養成所、臨床検査技師養成所、理学療法士養成施設、作業療法士養成施設、視能訓練士養成所、臨床工学技士養成所、義肢装具士養成所、言語聴覚士養成所、あん摩マッサージ指圧師養成施設、はり師養成施設、きゅう師養成施設及び柔道整復師養成施設の指導に関すること。 3 医療関係者の身分制度の創設等に係る調査研究に関すること。 4 課の所掌に属する医療従事者の養成制度に係る調査研究に関すること。
医業類似行為対策専門官		無資格者による医業類似行為の指導に関すること。
訟務専門官		<ol style="list-style-type: none"> 1 課の所掌に属する事務に関する訴訟に関すること。 2 医師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に係る行政処分の総括に関すること。
試験専門官		<ol style="list-style-type: none"> 1 国家試験に関する歯学を中心とした調査研究に関すること。 2 国家試験の歯学を中心とした分析及び評価に関すること。 3 その他の国家試験の歯学に関する専門的事項に関すること。
資質向上専門官(併)		<ol style="list-style-type: none"> 1 医師の医療過誤等に関する調査及び事実認定に関すること。 2 医師の資質向上のための調査研究に関すること。
医療基盤情報分析官		<ol style="list-style-type: none"> 1 医療人材の確保及び医療サービスの質の向上等に関し、高度な専門的知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等に関すること。 2 効率的な医療提供体制のための政策の企画及び立案の支援に関すること。
外国医師等臨床修練専門官		<ol style="list-style-type: none"> 1 外国の医師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士及び言語聴覚士の臨床修練の許可に関すること。 2 臨床修練を行う医療機関の指定及び指導監督に関すること。 3 臨床修練指導医、臨床修練指導者の認定及び指導監督に関すること。
死因情報専門官		<ol style="list-style-type: none"> 1 死因究明等推進計画の施行に関すること。 2 死因究明に関する情報の分析に関すること。 3 死体の解剖によって得られた医学的知見を公衆衛生の向上に活用するための調整に関すること。

〔試験免許室〕

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐	国家試験係	<p>1 医師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士の国家試験に関すること。</p> <p>2 臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師の指定試験機関の指定及び指導監督に関すること。</p> <p>3 医政局所掌の国家試験に関する事務の総括及び連絡調整に関すること。</p> <p>4 前各号に掲げるもののほか、室の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
	主査	<p>1 医道審議会医師分科会に関する事務（医道審議会医師分科会医師臨床研修部会、精神保健指定医資格審査部会及び英語による国家試験に関する事務を除く。）。</p> <p>2 医師試験委員会に関する事務。</p> <p>3 国家試験問題の公募、収集、評価、備蓄及び管理に関する事務。</p> <p>4 国家試験の障害者対策の推進に関する事務。</p>
	主査	診療放射線技師試験委員会、臨床検査技師試験委員会及び視能訓練士試験委員会に関する事務。
	主査	<p>1 医道審議会理学療法士作業療法士分科会に関する事務（医道審議会理学療法士作業療法士分科会理学療法士作業療法士倫理部会に関する事務を除く。）。</p> <p>2 理学療法士作業療法士試験委員会に関する事務。</p>
	免許登録係	<p>1 医師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士の免許及び登録に関する事務。</p> <p>2 言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師の指定登録機関の指定及び指導監督に関する事務。</p> <p>3 医政局所掌の免許及び登録並びに免許の取消等の処分に関する事務の総括及び連絡調整に関する事務。</p>
	主査	<p>1 医師の免許の取消等の処分に関する事務。</p> <p>2 医道審議会医道分科会に関する事務（医師の免許の取消等の処分に関する事務を除く。）。</p>
	主査	<p>1 診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師の免許の取消等の処分に関する事務。</p> <p>2 医道審議会理学療法士作業療法士分科会理学療法士作業療法士倫理部会に関する事務。</p>
	主査	<p>1 外国医師の臨床修練に関する事務。</p> <p>2 死体解剖資格の認定に関する事務。</p> <p>3 医道審議会死体解剖資格審査分科会に関する事務。</p>
試験専門官		<p>1 国家試験に関する医学を中心とした調査研究に関する事務。</p> <p>2 国家試験の医学を中心とした分析及び評価に関する事務。</p> <p>3 その他の国家試験の医学に関する専門的事項に関する事務。</p>
医事資格審査専門官(併)		<p>1 医師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士の国家試験受験資格の認定に関する事務。</p> <p>2 理学療法士、作業療法士の免許資格の認定に関する事務。</p> <p>3 課の所掌に属する医療従事者の資格に関する専門的事項に関する事務。</p>
外国医師等試験専門官		<p>1 二国間協定対象国に関する医師免許制度等の調査・研究に関する事務。</p> <p>2 外国医師の医師国家試験受験資格の認定に関する事務。</p> <p>3 医道審議会医師分科会に関する事務（英語による国家試験に関する事務を除く。）。</p> <p>4 医師試験委員会に関する事務（英語による国家試験に関する事務を除く。）。</p>

[医師臨床研修推進室]

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐	臨床研修係	1 医師の臨床研修病院の指定事務の統括に関すること。 2 医道審議会医師分科会医師臨床研修部会に関すること。 3 医師の臨床研修の企画及び調整に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、室の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	登録係(併)	医師の臨床研修修了者の医籍登録に関すること。
臨床研修指導官		1 医師の臨床研修の指導監督に関する事項(専門的事項に関する事項を除く)。 2 医道審議会医師分科会医師臨床研修部会及び医師臨床研修検討部会に関する事項。
医師臨床研修専門官		1 医師の臨床研修制度の調査研究、企画、立案及び連絡調整に関する事項。 2 医師の臨床研修の指導監督に係る専門的事項に関する事項。 3 医師の臨床研修と卒前の医学教育及び生涯教育との調整に関する事項。
企画専門官		1 専門医研修の指導監督に関する事項。 2 専門医研修制度の調査研究、企画、立案及び連絡調整に関する事項。

〔歯科保健課〕

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
課長補佐 (総括)	総務係	<p>1 課の事務の総括及び連絡調整に関すること。</p> <p>2 課の所掌に属する事業に関する企画、調整に関すること。</p> <p>3 文書の接受、発送及び保管に関すること。</p> <p>4 課の所掌に属する審議会等の庶務に関すること。</p> <p>5 課の所掌に属する国会関係の事務に関すること。</p> <p>6 課の所掌に属する関係事務の訴訟に関すること。</p> <p>7 前各号に掲げるもののほか、課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
課長補佐 (技官)		<p>1 歯科医師法の施行に関すること。</p> <p>2 歯科医師法の業務の指導監督に関すること。</p> <p>3 歯科医師の研修に関すること。</p> <p>4 外国歯科医師の臨床修練に関すること。</p> <p>5 歯科医師の免許登録に関すること。</p> <p>6 歯科医師の行政処分に関すること。</p> <p>7 歯科医師の需給見通しに関すること。</p>
	歯科衛生係	<p>1 歯科医師法、歯科衛生士法及び歯科技工士法の施行に関すること。</p> <p>2 歯科医師法、歯科衛生士及び歯科技工士の業務の指導監督に関すること。</p> <p>3 歯科医師の研修に関すること。</p> <p>4 外国歯科医師の臨床修練に関すること。</p> <p>5 歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士の需給見通しに関すること。</p> <p>6 歯科衛生士養成所及び歯科技工士養成所の指導監督に関すること。</p> <p>7 歯科技工所の運営についての指導監督に関すること。</p> <p>8 歯科衛生士、歯科技工士の臨床修練に関すること。</p>
	主査	<p>1 歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士の国家試験に関すること。</p> <p>2 歯科医師試験委員会に関すること。</p> <p>3 歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士の免許並びに登録に関すること。</p> <p>4 歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士の行政処分に関すること。</p>
歯科医療専門官		<p>1 歯科医療提供体制等に関する情報収集・分析及び調査研究の企画・調整に関すること。</p> <p>2 歯科医療施策と医療保険制度との連携・調整に関すること。</p> <p>3 歯科医療施策と介護保険制度との連携・調整に関すること。</p> <p>4 小児、高齢者及び障害者・児の歯科医療に関すること。</p> <p>5 歯科医療の国際協力に関すること。</p>
歯科医師臨床研修 専門官		<p>1 歯科医師の臨床研修に関すること。</p> <p>2 医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修部会に関すること。</p>

〔歯科口腔保健推進室〕

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐（併）	推進係	<p>1 室の事務の総括及び連絡調整に関すること。</p> <p>2 室の所掌に属する事業に関する企画、調整に関すること。</p> <p>3 文書の接受、発送、記録及び保管に関すること。</p> <p>4 歯と口の衛生週間の総括に関すること。</p> <p>5 歯科保健功労者等の表彰に関すること。</p> <p>6 歯科口腔保健に関する情報収集・分析及び調査研究の企画・調整に関すること。</p> <p>7 前各号に掲げるもののほか、室の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
	調整係（併）	<p>1 地方自治体等が講じる歯科口腔保健施策の調整・支援に関すること。</p> <p>2 歯科疾患の予防のための措置等に関すること。</p> <p>3 歯科口腔施策と母子歯科保健、障害者歯科保健、労働者歯科保健、高齢者歯科保健及び学校歯科保健との連携・調整に関すること。</p>
歯科口腔保健専門官		<p>1 歯科口腔保健の推進に関する法律の施行に関すること。</p> <p>2 歯科口腔保健の推進のために必要な施策（8020運動を含む。）の企画及び指導に関すること。</p> <p>3 口腔保健支援センターの普及及び整備等に関すること。</p> <p>4 歯科口腔保健の国際協力に関すること。</p>

〔看護課〕

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
課長補佐 (総括)	総務係	<p>1 課の事務の総括及び連絡調整に関すること。</p> <p>2 課の文書の授受、発送、記録及び保管に関すること。</p> <p>3 課の会計及び物品の管理に関すること</p> <p>4 医道審議会(保健師助産師看護師分科会)の庶務に関すること。</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
	事業調整係	<p>1 課の所掌に属する事業に関する企画、調整に関すること。</p> <p>2 地方交付税及び特別地方債に関する企画、調整に関すること。</p> <p>3 課の所掌に属する事業に係る評価に関すること。</p>
課長補佐	看護企画係	<p>1 看護制度に関する企画立案及び調査研究に関すること。</p> <p>2 保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律に関すること(企画法令係の所掌に属するものを除く。)。</p> <p>3 各種検討会等(企画法令係の所掌に属するものを除く。)の企画、調整に関すること。</p> <p>4 看護に関する厚生労働科学研究費に関すること(医療経理室の所掌に属するものを除く。)。</p>
	看護教育係	<p>1 保健師、助産師、看護師及び准看護師の教育制度に関すること。</p> <p>2 保健師、助産師、看護師及び准看護師の教育内容に関すること。</p> <p>3 准看護師の業務に関すること。</p>
	試験免許係	<p>1 保健師、助産師及び看護師の国家試験に関すること(外国人労働者に係る受験資格等に関するこを含む。)。</p> <p>2 保健師、助産師及び看護師の免許登録に関すること。</p> <p>3 保健師、助産師及び看護師の行政処分に関すること。</p> <p>4 保健師、助産師及び看護師の再教育に関すること。</p> <p>5 課の所掌に係る審議会等のうち保健師、助産師及び看護師に関すること。</p>
	主査	<p>1 保健師、助産師及び看護師の国家試験に関すること(外国人労働者に係る受験資格等に関するこを含む。)。</p> <p>2 保健師、助産師及び看護師試験委員に関すること。</p> <p>3 保健師、助産師及び看護師の免許並びに登録に関すること。</p> <p>4 保健師、助産師及び看護師の行政処分に関すること。</p>
課長補佐	人材確保係	<p>1 保健師、助産師、看護師及び准看護師の確保に係る企画立案及び調査研究に関すること。</p> <p>2 保健師、助産師、看護師及び准看護師の給料及び養成に関すること。</p> <p>3 中央ナースセンター及び都道府県ナースセンターに関すること。</p> <p>4 潜在看護職員の就業の促進に関すること。</p> <p>5 保健師、助産師、看護師及び准看護師に係る各種統計調査に関すること。</p>
	主査	経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師候補者の受入に関すること。
課長補佐(併)	企画法令係(併)	<p>1 保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の施行並びに法令の企画、立案、調査研究及び解釈に関すること。</p> <p>2 課の主管に関する国会関係の事務に関すること。</p> <p>3 課の主管に属する訴訟に関すること。</p> <p>4 各種検討会等の企画、調整に関すること。</p>
看護教育指導官(併)		<p>1 保健師、助産師、看護師及び准看護師の看護教育に係る技術指導に関すること。</p> <p>2 保健師、助産師及び看護師養成所の指定、指導並びに調査研究に関すること。</p>
教育体制推進官		<p>1 看護教員の確保及び資質の向上に関すること。</p> <p>2 看護教員の養成、継続教育の支援及び調査研究に関すること。</p>
就業支援専門官		保健師、助産師、看護師及び准看護師の就業支援並びに離職防止に係る専門的な技術指導に関すること。
看護国際対策専門官		<p>1 経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師候補者の受入に関する専門的な技術指導に関すること。</p> <p>2 外国における看護制度及び看護技術に係る調査研究に関すること。</p> <p>3 外国助産師及び外国看護師の臨床修練に関すること。</p>

[看護サービス推進室]

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐（併）	管理係（併）	1 室の事務の総括及び連絡調整に関すること。 2 室の所掌に属する事業に関する企画、調整に関すること。 3 室の所掌に属する事業に係る評価に関すること。 4 室の文書の授受、発送、記録及び保管に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、室の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
室長補佐	看護研修推進係（併）	1 保健師、助産師、看護師及び准看護師の資質の確保及び向上に関すること。 2 保健師、助産師、看護師及び准看護師の研修に関すること。
	看護業務推進係	1 保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務推進に係る企画立案及び調査研究に関すること。 2 専門的な実践能力を有する看護師等の基準等に関すること。
	主査	特定行為に係る看護師の研修制度に関すること。
看護サービス推進専門官		保健師、助産師及び看護師による看護サービスの高度化等の推進に係る専門的な技術指導に関すること。
看護業務推進専門官		特定行為に係る看護師の研修制度及び看護職員の業務分担の推進に係る専門的な技術指導に関すること。
特定行為研修専門官		1 特定行為に係る看護師の研修制度の調査研究、企画、立案及び連絡調整に係る専門的な事項に関すること。 2 特定行為に係る看護師の研修制度の指導監督に係る専門的な事項に関すること。 3 診療の補助に係る専門的な事項に関すること。

〔経済課〕

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
課長補佐 (総括)	総務係	<p>1 課の事務の総括及び連絡調整に関すること。</p> <p>2 課の職員の人事及び給与に関すること。</p> <p>3 課の文書の接受、発送、編集、保存に関すること。</p> <p>4 課の会計及び物品の管理に関すること。</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
課長補佐	企画係	<p>1 医薬品、医薬部外品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）の製造販売業、製造業、販売業、貸与業及び修理業（以下「医薬品等の企業」という。）に関する企画調整を行うこと。</p> <p>2 医薬品等の企業に関する法令の企画調整及び解釈に関すること。</p> <p>3 医薬品等の輸出入に関すること。</p> <p>4 臨床研究法第三十二条ないし第三十四条に関する事務並びにこれらに係る報告収集及び立入検査に関すること。</p>
	調査統計係	<p>1 薬事工業生産動態統計調査その他課の統計調査に関すること。</p> <p>2 医薬品等の商品分類に関すること。</p>
課長補佐	薬価係	<p>1 薬価基準作成に必要な市場価格調査に関すること。</p> <p>2 薬価基準作成に必要な市場価格変動調査に関すること。</p> <p>3 医療用医薬品の流通の効率化に関すること。</p> <p>4 新医薬品等の医療用医薬品の保険導入等の事務に関すること。</p>

〔医療機器政策室〕

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐	材料価格係	<p>1 室の事務の総轄及び連絡調整に関すること。</p> <p>2 特定保険医療材料の価格設定等診療報酬上の評価に必要な市場価格調査に関すること。</p> <p>3 特定保険医療材料の価格設定等診療報酬上の評価に必要な市場価格変動調査に関すること。</p> <p>4 医療機器及び体外診断薬等の流通の効率化に関すること。</p> <p>5 医療機器及び体外診断薬の保険導入事務に関すること。</p> <p>6 前各号に掲げるもののほか、室の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
室長補佐	医療機器・技術係	医療機器（医療用品、歯科材料及び衛生用品以外のものに限る。）の配置及び使用に関する企画及び調査研究に関すること。
医療機器等供給 確保対策専門官		<p>1 医療機器及び体外診断薬の保険導入等における技術的事項に関すること。</p> <p>2 医療機器の安定供給（災害時対応を含む。）に係る企画・調整に関すること。</p>

〔流通指導室〕

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐（併）	企画情報係	<p>1 医薬品産業及び医療機器産業（以下「医薬品産業等」という。）の情報調査の企画に関すること。</p> <p>2 医薬品産業等の企業（製造業）に係る情報の収集・分析に関すること。</p> <p>3 前各号に掲げるもののほか、室の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
	企業係	<p>1 医薬品等の企業に関する法律の施行に関すること。</p> <p>2 医薬品等の企業に関する金融の斡旋その他助成振興に関すること。</p> <p>3 医薬品等の関税に関すること。</p> <p>4 医薬品等の価格の調査、流通及びこれらの生産に関する事項（薬価係及び材料価格係の所掌に属するものを除く。）。</p>
	後発医薬品使用促進係	<p>1 後発医薬品の安定供給に関する苦情対応、国民への啓発普及対策、関係団体、関係省庁・部局等との協議に関する事項。</p> <p>2 後発医薬品の保険導入に関し、規格揃え・効能整備に関する企業への指導に関する事項。</p>
流通指導官（7）		薬価基準作成に必要な市場価格調査及び医薬品等の流通適正化に関し、特に命ぜられた事項に関する事項。
後発医薬品使用促進専門官（2）		<p>1 後発医薬品の安定供給に関する苦情対応、国民への啓発普及対策、関係団体、関係省庁・部局等との協議に係る専門的事項に関する事項。</p> <p>2 後発医薬品の保険導入に関し、規格揃え・効能整備に関する企業への指導に係る専門的事項に関する事項。</p>

〔ベンチャー等支援戦略室〕

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐（併）	管理係（併）	<p>1 医薬品、医薬部外品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の製造販売業、製造業、販売業、貸与業及び修理業を営むベンチャー企業等（以下「医療系ベンチャー企業等」という。）の支援に関する全体調整及び事業執行に関する事項。</p> <p>2 医療系ベンチャー企業等の支援に係る関係企業・機関・団体等との連絡調整に関する事項。</p>
室長補佐（併）	振興係（併）	<p>1 医療系ベンチャー企業等の支援に関する企画調整を行うこと。</p> <p>2 医療系ベンチャー企業等の支援制度の利用促進に関する事項。</p> <p>3 医療系ベンチャー企業等の支援のうち技術的事項に関する事項。</p>
薬価等相談専門官		医療系ベンチャー企業等からの新医薬品等の価格予見性向上に係る技術的事項の相談及び指導に関する事項。
材料価格等相談専門官		医療系ベンチャー企業等からの材料価格等の価格予見性向上に係る技術的事項の相談及び指導に関する事項。
開発等戦略相談専門官		医療系ベンチャー企業等からの医薬品、医薬部外品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品等の開発等戦略に係る専門的事項に関する事項。

[研究開発振興課]

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
課長補佐 (総括)	総務係	<p>1 課の事務の総括及び連絡調整に関すること。</p> <p>2 課の文書の接受、発送及び保管に関すること。</p> <p>3 課の会計及び物品の管理に関すること。</p> <p>4 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）の研究開発に関する企業及び団体の指導に関すること。（治験推進室の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>5 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の行う研究開発振興業務に関すること（技術係の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>6 前各号に掲げるもののほか、課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
課長補佐	企画係(併)	<p>1 医薬品等に係る研究開発の振興に係る企画調整に関すること。（治験推進室の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法の施行に関すること（研究開発振興業務に関するものに限る。）。</p> <p>3 再生医療等の安全性の確保等に関する法律の施行に関すること（他局及び他課の所掌に関するものを除く。）。</p> <p>4 臨床研究法の施行に関すること（他局及び他課の所掌に関するものを除く。）。</p> <p>5 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の行う業務に関すること（再生医療等の安全性の確保等に関する法律の施行に係る業務及び臨床研究法の施行に係る業務に関するものに限る。）。</p>
課長補佐	臨床研究管理係	<p>1 臨床研究実施基準の策定等に関すること。</p> <p>2 厚生科学審議会臨床研究部会に関すること。</p> <p>3 臨床研究に関する指導・助言等に関すること。</p> <p>4 前各号に掲げる業務に係る関係者との連絡調整に関すること。</p>
臨床研究安全性確保専門官		臨床研究法に基づく特定臨床研究に関する有害事象に関すること。
課長補佐（併）	創薬支援係	<p>1 創薬支援に係る企画及び調整に関すること。</p> <p>2 創薬支援に係る情報の収集及び発信に関すること。</p> <p>3 課の行う厚生労働科学研究事業のうち創薬支援に関するこ（医療経理室に関するのを除く。）。</p> <p>4 課の行う厚生労働科学研究事業に係るプロトコール審査及びプログラムディレクター・プログラムオフィサーによる進捗管理に関するこ。</p>
	技術係(併)	<p>1 医薬品等に係る技術の普及及び向上に関するこ。</p> <p>2 医薬品等に係る研究開発の内外動向の情報収集及び将来見通しに関するこ。</p> <p>3 医薬品等の研究開発の事業に係る助成振興に関するこ。（治験推進室の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>4 医薬品等に係る先端技術の振興に関する技術的企画に関するこ。</p> <p>5 医薬品等に係る先端技術の研究及び開発に関するこ。</p> <p>6 先端技術を応用して製造される医薬品等の情報収集及び技術上の指導に関するこ。</p> <p>7 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の行う研究開発振興業務のうち、主として技術上の指導に関するこ。</p> <p>8 課の所掌する厚生労働科学研究事業の総括及び技術的評価に関するこ。（医療経理室の所掌に属するものを除く。）。</p>
	薬用植物指導係 (併)	<p>1 薬用植物の栽培及び生産に関するこ。</p> <p>2 生薬の生産状況等の調査に関するこ。</p> <p>3 前各号に掲げる業務に係る関係者との連絡調整に関するこ。</p>

課長補佐	臨床研究推進係 (併)	1 臨床研究の推進に関すること。 2 臨床研究登録制度に関すること。 3 ランスレーショナル・リサーチ分野に関すること。 4 ナノテクノロジーやゲノム解析等の新技術の臨床研究への対応に関すること。
	先進医療係	1 先進医療の評価申請の受付及び調整に関すること。 2 申請資料及び評価記録の保管管理に関すること。 3 先進医療の事前相談の受付及び調整に関すること。
臨床研究推進指導官		1 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針に関すること。 2 希少疾病用医薬品等の助成事業に関すること。 3 課の行う厚生労働科学研究事業のうち臨床研究に関するこ (医療経理室にすることを除く。)。 4 前各号に掲げる業務に係る関係者との連絡調整に関するこ。
先進医療専門官		1 先進医療の申請上の相談に関するこ。 2 先進医療の外部機関における評価に関するこ。 3 先進医療技術審査部会の運営に関するこ。 4 先進医療の実施状況の確認等に関するこ。 5 前各号に掲げる業務に係る関係者との連絡調整に関するこ。

〔治験推進室〕

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐(併)	企画係(併)	1 室の事務の総括及び連絡調整に関するこ。 2 治験推進に関する企画及び調査に関するこ。 3 治験推進に係る啓発に関するこ。 4 治験活性化計画に関するこ。 5 前各号に掲げるもののほか、室の所掌事務で他の所掌に属しないものに関するこ。
室長補佐	治験推進係	1 データマネジャーの養成に関するこ。 2 治験実施医師に対するインセンティブ向上に関するこ。 3 國際共同治験の促進に関するこ。 4 医師主導治験の推進に関するこ。 5 国内未承認薬等及び適応外使用医薬品等に関するこ。 6 臨床研究品質確保体制整備病院、早期・探索的臨床試験拠点に関するこ。 7 課の行う厚生労働科学研究事業のうち治験に関するこ (医療経理室にすることを除く。)。 8 前各号に掲げる業務に係る関係者との連絡調整に関するこ。
	臨床研究中核病院係	1 臨床研究中核病院の承認等に関するこ。 2 臨床研究中核病院に関する調査、情報収集、調整等に関するこ。 3 臨床研究中核病院への立入調査の実施に関するこ。 4 前各号に掲げる業務に係る関係者との連絡調整に関するこ。
治験推進指導官		1 治験の推進に関するこ。 2 治験コーディネーターの養成に関するこ。 3 治験審査委員会委員の質の向上に関するこ。 4 治験の透明性に関するこ。 5 被験者に対する治験参加のインセンティブ向上に関するこ。 6 SMO (治験施設支援機関) の質の向上に関するこ。 7 前各号に掲げる業務に係る関係者との連絡調整に関するこ。

〔再生医療等研究推進室〕

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐	再生医療等研究係 (併)	1 再生医療等の研究に関する情報の収集、企画、評価及び普及に関すること。 2 再生医療等に関する研究開発の推進及び研究成果の活用のための支援、指導及び調整に関すること。 3 再生医療等に関する知的財産に関すること。
室長補佐	再生医療等推進係	1 再生医療等の情報の収集及び提供に関すること。 2 前各号に掲げるもののほか、室の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
再生医療等対策専門官 (2)		1 厚生科学審議会再生医療等評価部会の審査等に関すること。 2 再生医療等を提供する医療機関に関する専門的事項に関すること。 3 再生医療等委員会に関する専門的事項に関すること。 4 細胞培養加工施設に関する専門的事項に関すること。 5 再生医療等を行う者に対する指導に関すること。

〔医療技術情報推進室〕

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐	管理係	1 保健医療情報システムに関する企画及び調査研究に関すること。 2 前号に掲げるもののほか、室の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
室長補佐	企画開発係(併)	1 保健医療情報システムの普及に関すること。 2 先端的情報処理技術の研究開発に関すること。 3 保健医療情報産業に関する実態調査に関すること。 4 保健医療情報システムに関連する機器に関する企画及び調査研究に関すること。 5 医療技術の評価に関する調査及び企画に関すること。
室長補佐	標準化推進係 (併)	1 医療情報の標準化に関する企画、立案及び連絡調整並びに推進に関すること。 2 厚生労働省認証局の運営に関すること。 3 医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに関すること。
情報推進官		医療分野の情報化の推進に関する調整、企画及び調査に関すること。

〔医療経理室〕

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐	予算第一係	<p>1 局の予算編成に関する事務（予算第二係及び研究助成係の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2 室の事務の総括に関する事務。</p> <p>3 前各号に掲げるもののほか、室の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。</p>
	主査	<p>1 局の予算編成に関する事務（担当課室に係るものに限る。）。</p> <p>2 局の予算関係等の広報資料の作成に関する事務。</p>
	主査（2）	<p>1 局の予算編成に関する事務（担当課室に係るものに限る。）。</p> <p>2 局の予算に関する資料の調整に関する事務。</p>
	決算第一係	<p>1 局の補助金（地域医療再生臨時特例交付金を除く、以下同じ。）及び委託費の執行に関する事務（決算第二係及び研究助成係の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2 会計検査院の行う会計検査について連絡調整に関する事務。</p>
	主査	<p>1 局の補助金及び委託費の執行に関する事務（担当する事業に関するものに限る。）。</p> <p>2 支出負担行為計画及び支払計画に関する事務。</p>
	主査	局の補助金及び委託費の執行に関する事務（担当する事業に関するものに限る。）。
室長補佐	予算第二係	施設、国立病院機構及びN Cに関する予算編成に関する事務。
	主査	<p>1 施設、国立病院機構及びN Cに関する予算編成に関する事務（担当する事項に関するものを除く。）。</p> <p>2 局の予算についての資料の作成に関する事務（担当する課に係るものに限る。）。</p>
	決算第二係	<p>1 施設、国立病院機構及びN Cに関する予算の執行に関する事務。</p> <p>2 独立行政法人福祉医療機構、国立病院機構及びN Cの行う長期借入金の調整に関する事務。</p>
	主査	施設、国立病院機構及びN Cに関する予算の執行に関する事務（担当する事項に関するものに限る。）。
室長補佐	研究助成係（併）	厚生労働科学研究費補助金（大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く、以下同じ。）の執行に関する事務。
	経理係	<p>1 局の予算（委員手当、諸謝金、旅費の類及び庁費の類に限る。）の執行の総括に関する事務。</p> <p>2 局の物品管理の総括に関する事務。</p>
	主査	委員手当、諸謝金、旅費の類及び庁費の類の執行に関する事務。
調整官		室の事務の連絡調整に関する事務。

3. 再任用短時間勤務職員の職名、定数等

課等の名称	職名	定数	所掌事務
経済課	開発等戦略相談専門官	1	医療系ベンチャー企業等からの医薬品、医薬部外品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品等の開発等戦略に係る専門的事項に関すること。
計		1	